

令和4年度 第3回庁議要旨

日時：令和4年5月16日（月）
午前9時～午前10時15分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻圏域定住自立圏構想に係る中心市宣言及び定住自立圏の形成に関する協定の変更について (復興企画部)

【後日公表】

2 石巻市向永井老人憩の家の廃止について（桃生総合支所・保健福祉部）

向永井老人憩の家は、高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として設置され、地域の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持にも寄与してきた。

平成18年度に指定管理者制度導入後は、地元自治会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきたが、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震によって建物全体に多くの亀裂や傾きが生じ、木造建築物の応急危険度判定調査において危険と判定されたため、現在は使用できない状況にある。

地元自治会と当該施設の在り方について協議を行ったところ、地元自治会から、当該施設を廃止し、地元自治会が新たな集会所施設を建設する意向を示されたところである。

地元自治会の意向に沿って当該施設を廃止（解体）することにより、地域住民の安全を図る。

(1) 主な内容

石巻市向永井老人憩の家を廃止する。

(2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び関係補正予算について提案（施行予定年月日：令和4年8月1日）

10月 解体工事着手予定

3 集会所建設費等補助金の見直しについて（市民生活部）

本市においては、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、町内会その他市長が認める者が行う地域住民のための集会所の建設事業に対し補助金を交付してきたが、建設費の上昇が続く中、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から資材の急激な高騰も起きており、施設整備を進める上での対応が必要である。

住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部を改正し、建設費の高騰に対応し、円滑な施設整備を目指す。

(1) 主な内容

石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正

- ① 新築及び増改築の建築単価について、現行1平方メートルあたり160,000円までとしているが、建築単価の動向（令和3年度建築着工統計に基づく木造建築物の建築単価（168,388円）を踏まえ、1平方メートルあたり170,000円を上限とする。ただし、同要綱別表第1に定める補助金上限額については、集会所施設の平均建築面積（約131㎡）よりも高く想定していることから、現状のまま据え置きとする。

区分	補助率	補助金上限額（現状）
新築事業並びに増築及び改築事業	3分の2	17,600千円
新築事業並びに増築及び改築事業(市有地を借用する場合)	2分の1	13,200千円

- ② 修繕等の補助上限額の改正について、新築単価の上昇率（6.3%）を乗じた金額とする。

区分	補助率	上限額【変更】	上限額【現行】
改装及び修繕事業	3分の2	1,610千円	1,520千円
付帯設備の修繕及び整備事業 (浄化槽設置等を含む)	3分の2	1,610千円	1,520千円
公共下水道等への接続事業	2分の1	1,070千円	1,010千円

(2) 今後の予定

令和4年6月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和4年6月1日、適用年月日：令和4年4月1日）

補助金制度の見直しについて、ホームページで周知

市議会第2回定例会に補正予算について提案

令和5年4月 市内に老朽化した集会所的施設が多いことから、令和4年度内に施設整備補助方法の見直しを検討し、総合的な補助制度の改正を実施する

4 公有水面埋立に関する意見について（産業部）

宮城県慶長使節船ミュージアムにおいて、老朽化した復元船の解体後に制作する4分の1スケールの後続船を、復元船が係留されていた元の場所に陸上設置することに伴い、ドック及びドック海側の公有水面を埋立てて用地を確保するため、宮城県が埋立免許の出願を行った。

埋立免許の出願に伴い、公有水面埋立法の規定により宮城県が本市の意見を徴するもの。

(1) 主な内容

埋立に異議がない旨を回答する。

【埋立概要】

埋立箇所 石巻市渡波字大森30番2、同31番、字祝田藤ヶ崎1番5に隣接する公有水面

埋立区域の面積 280.94㎡

埋立地の用途 文化施設用地

(2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に「公有水面埋立に関する意見について」を提案

7月 公有水面埋立免許に関する意見の答申

5 石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議及び石巻市立地適正化計画策定懇談会の設置について
(建設部)

平成26年8月1日に改正された都市再生特別措置法が施行され、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの具体的な施策を推進するため、立地適正化計画制度が設立された。

本市では、石巻市都市計画マスタープランにおいて「コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築」をまちづくりの基本理念としており、当該理念の実現に向けたコンパクトなまちづくりを進めるため、令和3年10月から立地適正化計画の策定に着手し、現在、現状把握と課題分析等を行っている。

石巻市立地適正化計画を策定するため、庁内関係課で構成する石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議及び外部の有識者で構成する石巻市立地適正化計画策定懇談会を設置するもの。

(1) 主な内容

【石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議】

石巻市立地適正化計画を策定するため、石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議を設置する。

① 所掌事務 ア 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。

イ その他市長が必要と認める事項に関すること。

② 組織 ア 検討会議

イ 庁内ワーキンググループ

【石巻市立地適正化計画策定懇談会】

石巻市立地適正化計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見聴取するため、石巻市立地適正化計画策定懇談会を設置する。

① 意見を求める事項 ア 立地適正化計画の策定に関すること。

イ その他市長が必要と認める事項に関すること。

- ② 構 成 員 次に掲げる者で構成し、構成員は15人以内とする。
- ア 学識経験者
 - イ 関係団体の役員、構成員又は職員
 - ウ 関係行政機関の職員
 - エ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- ③ 設置期間 令和5年3月31日までとする。
- ※石巻市立地適正化計画策定体制図は別紙のとおり

(2) 今後の予定

- 令和4年 6月 石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議設置要綱及び
石巻市立地適正化計画策定懇談会設置要綱制定（令和4年6月1日施行予定）
第1回庁内ワーキンググループ
第1回石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議
第1回立地適正化計画策定懇談会
（以降、随時各会議開催）
- 12月 石巻市立地適正化計画（案）を市議会へ説明
- 令和5年 1月 住民説明会
- 2月 パブリックコメント
- 3月 石巻市都市計画審議会へ諮問・答申
石巻市立地適正化計画策定

6 石巻市営住宅における優先入居要件の追加について（建設部）

令和4年1月25日、国土交通省より、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という）に対する支援のため、公営住宅への入居の取り扱い等に関して、優先入居の要件を追加する旨の通知があった。

国土交通省の通知に基づき石巻市営住宅条例に同様の措置を講ずることにより、DV被害者の居住の安定を図る。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例の一部改正を以下のとおり行う。

- ① 市営住宅への優先入居を認められるDV被害者の要件について下記の項目を追加する。
- ア 婦人保護施設における保護や、母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 婦人相談所等（市町村における配偶者暴力相談支援担当部署も含む）による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者

(2) 今後の予定

- 令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案
（公布の日から施行）

7 浄化槽等設置整備事業費補助金の見直しについて（建設部）

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業認可区域や農業・漁業集落排水事業が実施されている区域以外で、住宅に浄化槽の設置を行う者に対し、設置に係る費用の一部を補助している。

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による住宅の浄化槽の故障の事例がみられるが、現行の補助金交付要綱は、災害により故障した浄化槽の更新、設置、改築について規定していない。

災害に伴い必要となった住宅の建て替えによる浄化槽の設置、故障した浄化槽の更新及び既設の浄化槽の改築に要する費用の一部を補助対象とし、市民に周知することで、当該補助事業を必要とする市民の利用促進を図り、ひいては生活環境及び公衆衛生の維持・向上を図る。

(1) 主な内容

交付対象の見直し

改正後	現行
(1) 住宅に浄化槽を設置しようとする者 (2) 既に住宅に浄化槽を設置している者で、 <u>災害に伴い必要となった</u> ・建て替えによる浄化槽の設置 ・故障した浄化槽の更新 ・既設の浄化槽の改築 <u>をしようとする者【対象拡大】</u> (3) 令和4年3月16日に発生した福島県 <u>沖を震源とする地震により被害を受けた</u> <u>者は、遡及して上記(2)の対象とする。</u>	住宅に浄化槽を設置しようとする者

※浄化槽は、いずれも処理対象人員10人以下のもの。

※下水道法の事業認可を受けた予定処理区域及び農業・漁業集落排水事業計画区域（事業の整備が当分の間見込まれない地域は除く。）は、補助金の交付対象外

※災害救助法による住宅の応急修理制度など他の制度で救助、支援を受ける場合は、補助金の交付対象外

※災害による浄化槽の設置等に係る補助申請期間は、発災日の翌日から起算し6か月とする。

(2) 今後の予定

令和4年5月 ・石巻市浄化槽等設置整備事業補助金交付要綱の一部改正
 （令和4年5月16日施行予定）

- ・ホームページ・窓口で案内
- ・浄化槽管理会社へ情報提供

※令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の被害に伴い、既に浄化槽の更新等を完了した場合でも、本件補助の対象とし、令和4年11月30日までは補助金交付申請を受け付ける。

[報告事項]

1 市営雄勝大浜住宅の廃止について（建設部）

市営雄勝大浜住宅は昭和32年から管理を開始し、すでに耐用年限を経過していることから、令和2年7月に策定した石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画に基づき、入居者の移転意向の確認をしたところ、当該住宅の払下げを受け住み続けたいとの意向であったため、令和4年3月に払下げ及び用途廃止を行っている。

市営雄勝大浜住宅については、すでに所有権及び用途を喪失していることから条例の一部改正により、その名称及び位置を削除するもの。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例の一部改正を以下のとおり行う。

市営雄勝大浜住宅の用途廃止に伴う名称・位置の削除

(2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(公布の日から施行)

2 石巻市営住宅等における同居親族要件の追加について（建設部）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正され、同居親族に相当すると考えられる者の要件が追加された。

上記法令の改正と同様の措置を講ずることにより、入居対象者の居住の安定を図る。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例施行規則、石巻市特定公共賃貸住宅条例施行規則及び石巻市勤労者住宅条例施行規則においては、その入居資格について同居親族がある者としているが、各規則の改正により児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（里親制度における里子）を同居親族として取扱う。

(2) 今後の予定

令和4年6月 石巻市営住宅条例施行規則、石巻市特定公共賃貸住宅条例施行規則及び石巻市勤労者住宅条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和4年6月1日）

【その他】

- ・第6回いしのまき復興マラソンについて
- ・交通ルール順守の徹底及び周知について

以上